○国立大学法人埼玉大学研究機構リサーチ・アドミニストレーターオフィス規程

［平成25年12月19日
規 則 第 ２ ３ 号］

改正　平成26．3.20　25規則40　令和４．3.17　３規則41
令和６．3.28　５規則76

（趣旨）

第１条　この規程は、国立大学法人埼玉大学研究機構規程第４条第２項の規定に基づき、リサーチ・アドミニストレーターオフィス（以下「ＵＲＡオフィス」という。）に関し、必要な事項を定める。

（目的）

第２条　ＵＲＡオフィスは、本学における研究推進体制・機能の充実強化及び研究者の研究活動の支援強化を目指すことを目的とする。

（業務）

第３条　ＵＲＡオフィスにおいては、次に掲げる業務を行う。

(1) 本学の研究活動・情報の調査及び分析

(2) 科学技術・学術政策等の動向把握及び分析

(3) 国内外の競争的資金に係る情報収集、分析及び申請支援

(4) 国内外の研究機関等との研究プロジェクトの推進（企画、連絡・調整、申請書作成、実行支援、進捗管理、評価対応、報告書作成、イベント開催、広報その他関連業務を含む。）

(5) 地域連携による研究プロジェクトの推進（企画、連絡・調整、申請書作成、実行支援、進捗管理、評価対応、報告書作成、イベント開催、広報その他関連業務を含む。）

(6) 研究倫理、コンプライアンスの推進

(7) その他ＵＲＡオフィスの目的を達成するために必要な業務

（組織）

第４条　ＵＲＡオフィスに、次の教職員を置く。

(1) オフィス長

(2) 副オフィス長

(3) 特定教員（リサーチ・アドミニストレーター）

(4) その他の教職員

２　ＵＲＡオフィスに特任教員を置くことができる。

（オフィス長）

第５条　オフィス長は、研究機構長をもって充てる。

２　オフィス長は、ＵＲＡオフィスの管理運営を掌理する。

（副オフィス長）

第６条　副オフィス長は、研究・連携推進部長をもって充てる。

２　副オフィス長は、オフィス長の命を受けて、ＵＲＡオフィスの管理運営を掌理補佐する。

（特定教員（リサーチ・アドミニストレーター））

第７条　特定教員（リサーチ・アドミニストレーター）の選考等に関しては、別に定める。

（特任教員）

第８条　特任教員の選考等に関しては、別に定める。

（事務）

第９条　ＵＲＡオフィスの事務は、研究・連携推進部産学官連携・ダイバーシティ推進課において処理する。

（雑則）

第１０条　この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この規程は、平成26年１月１日から施行する。

附　則（平成26．3.20　25規則40）

この規程は、平成26年４月１日から施行する。

附　則（令和４．3.17　３規則41）

この規程は、令和４年４月１日から施行する。

附　則（令和６．3.28　５規則76）

この規程は、令和６年４月１日から施行する。